

23-021-0
2023年10月31日

全社部門長殿

(全従業員および人材派遣会社へ周知願います。)

宮
総務部 2023/10/31
坂

被服貸与管理規程の廃止および「勤務中の服装に関する基準」等制定について

標件、制服（作業服・事務服）の着用状況と被服貸与管理規程（社規程）が乖離していること、勤務中の制服着用を必ずしも全社員へ義務付けるものではないことなどから、被服貸与管理規程を廃止し、新たに「勤務中の服装に関する基準」と「制服貸与管理基準」を制定いたします。

（いずれも、勤務に係る運用ルールの社内通達。）

基準制定に伴う変更概要等は下記の通りですので、部門内および、派遣元会社を通じて人材派遣社員へ周知いただきたく、宜しくお願ひいたします。

記

1. 基準制定に伴う変更概要

被服貸与管理規程（要約）	勤務中の服装に関する基準（要約）
<ul style="list-style-type: none">就業時間中は原則として全員に制服の着用義務がある。就業時間外の制服着用は不可。勤務中や通勤時の服装に関する以外（貸与手順他）も記載。	<ul style="list-style-type: none">部門長が業務に相応しいと判断した服装を着用する。（部門長が指定した場合は制服を着用。）制服を着用しての通勤を認める。勤務中や通勤時の服装に関する以外は「制服貸与管理基準」に記載。（文章の簡略化や現状に則した修正のみで、基本的な内容は被服貸与管理規程を踏襲。）

2. 対象者

当社に勤務する全ての従業員および人材派遣者等。

3. 実施期日

2023年11月1日から適用。

新
以上 2023/10/31
井